

## ちゅうぎん 特定口座のご案内

# 簡単・便利な 「ちゅうぎんの特定口座」 についてご案内いたします。

日頃はちゅうぎんでお取引をいただき誠にありがとうございます。  
今回「ちゅうぎんの特定口座」についてご案内申し上げます。  
この機会にぜひ開設いただきますようお願い申し上げます。



## ちゅうぎんの特定口座

POINT

1

「ちゅうぎんの特定口座」では、株式投資信託、公社債投資信託、債券の譲渡所得等を計算した「特定口座年間取引報告書」を作成し、お客さまに年1回(翌年1月末頃)お送りいたします。

POINT

2

「ちゅうぎんの特定口座」では、「源泉徴収あり」が選択できます。この方式をご選択された場合、お客さまご自身の納税手続きは原則として不要となります。

詳しい内容については、次ページ以降の〈Q&A〉をご覧ください。



<https://www.chugin.co.jp>

株式会社中国銀行 登録金融機関 中国財務局長(登金)第2号  
(加入協会)日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

(営統・第853号・R1・10.1現在)

## Q1 「特定口座」ってどういうものですか？

A

公募株式投資信託の分配金および換金取引等の際に生じる譲渡所得および平成28年以降は特定公社債・公募公社債投資信託の譲渡損益や、利子・分配金の計算をお客さまに代わり当行がおこない、「特定口座年間取引報告書」にまとめる口座が「**ちゅうぎんの特定口座**」です。

### 平成27年12月以前の特定口座対象

公募株式投資信託の  
譲渡損益

公募株式投資信託の  
収益分配金(普通分配金)等

### 平成28年1月以降の特定口座の対象

公募株式投資信託の  
譲渡損益

公募公社債投資信託の  
譲渡損益、償還(解約)損益

公募株式投資信託の  
収益分配金(普通分配金)等

特定公社債の利子

特定公社債の譲渡損益、  
償還損益

公募公社債投資信託の  
収益分配金

特定口座の開設がないお客さまが制度の適用を受けるためには  
特定口座の開設が必要となりますので、お手続きをお願いします。

※元本払戻金(特別分配金)は、配当所得ではないので、損益通算の対象外です。

※公募株式投資信託の収益分配金(普通分配金)等について、現在「特定口座源泉徴収選択口座へ受入れ」を選択していないお客さまが制度の適用を受けるためには、所定の手続きが必要になります。

※「一般口座」でお預かりしている「特定公社債等」の譲渡益、償還益については源泉徴収されませんので、確定申告が必要です。

※「特定公社債等」は、「特定公社債」、「公募公社債投資信託等」を総称します。

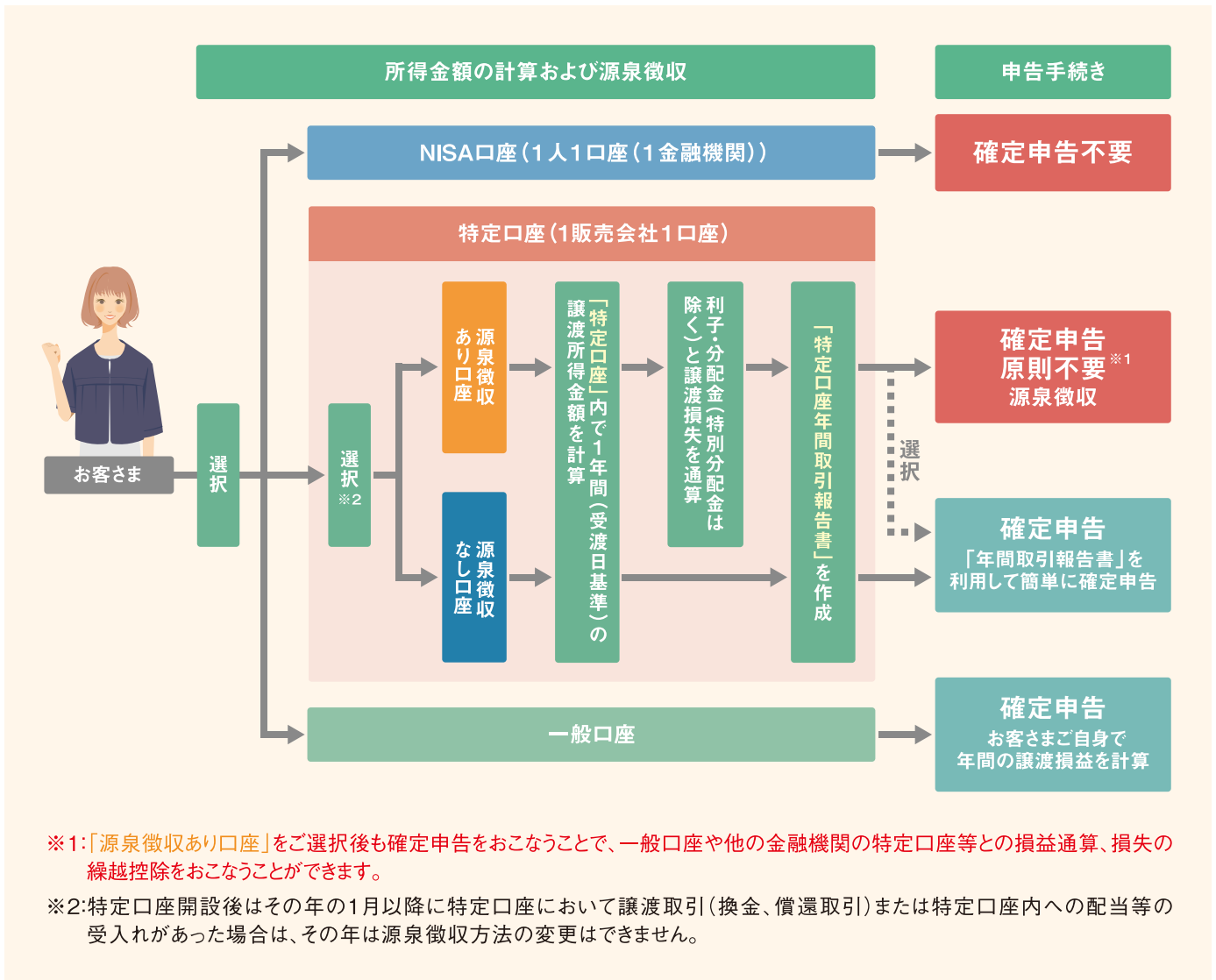
※特定公社債:国債・地方債・外国国債・外国地方債・公募公社債・上場公社債など

※障がい者等の少額預金の利子所得等の非課税および障がい者等の少額公債の利子の非課税の対象とされる特定公社債等の利子等については、源泉徴収選択口座内配当等の対象外となります。

## Q2 「特定口座」の仕組みは？

A

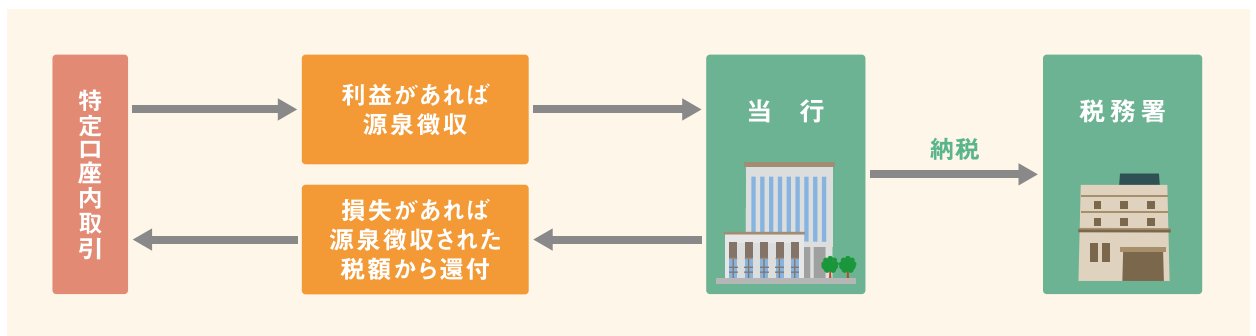
- 「特定口座」には「**源泉徴収あり口座**」と「**源泉徴収なし口座**」があります。ご利用になる場合、いずれかを選択いただきます。
- いずれの口座も1年間(受渡日基準)の特定口座内のお取引をまとめた「**特定口座年間取引報告書**」を作成いたします。この「**特定口座年間取引報告書**」をもとに簡易な手続きで確定申告・納税をすることができます。
- 「**源泉徴収あり口座**」の場合、確定申告は原則不要<sup>※1</sup>となり、源泉徴収のみで課税関係を終了することができます。
- 「**源泉徴収あり口座**」の場合、公募株式投資信託の普通分配金、特定公社債の利子および公募公社債投資信託の収益分配金を受入れ、特定口座内の譲渡損失との損益通算が可能です。



### Q3 「源泉徴収あり口座」の仕組みは？

A

- 「源泉徴収あり口座」では換金などのお取引のつど、年初から譲渡損益の額を計算し、利益があれば源泉徴収をおこない、損失があればすでに源泉徴収された税額から還付をおこないます。

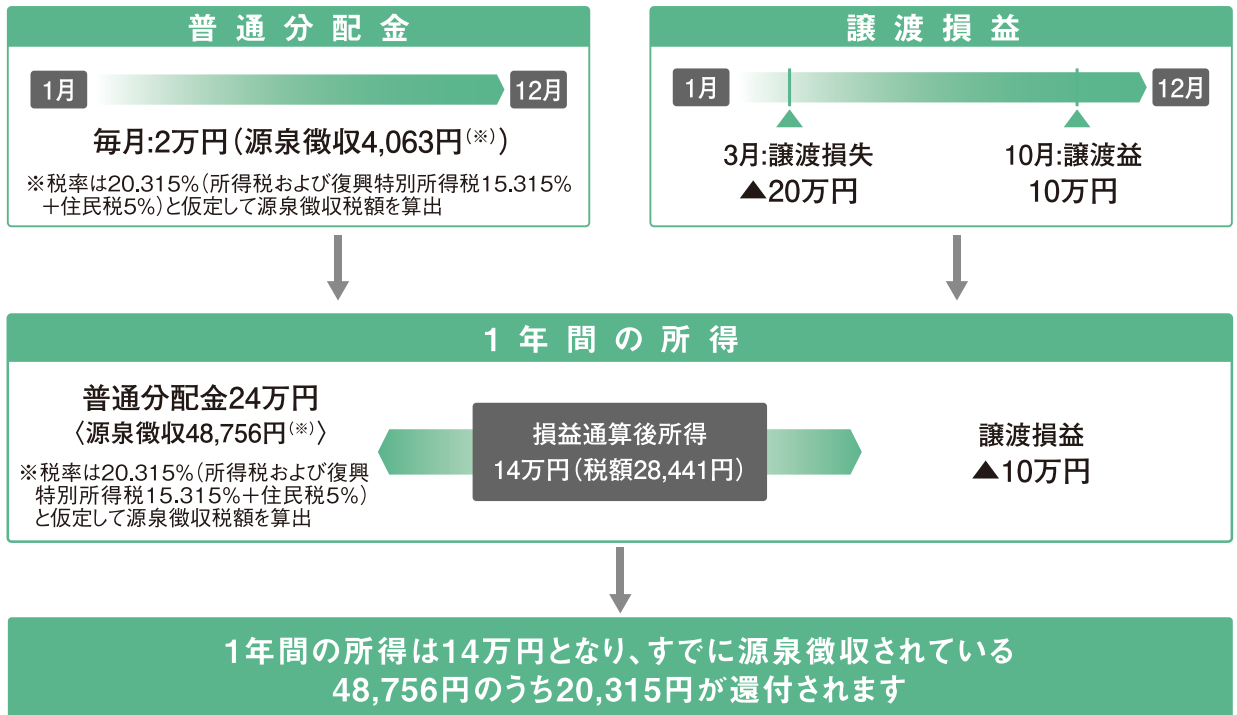


- 「源泉徴収あり口座」かつ「配当等の受入れあり」を選択した場合、配当所得として公募株式投資信託の普通分配金、利子所得として特定公社債の利子および公募公社債投資信託の収益分配金を受入れている場合は、特定口座内に生じた1年間分の、配当所得・利子所得と譲渡損失が自動的に通算できるようになります。「配当等受入れなし」にした場合、普通分配金・利子・収益分配金と解約・償還による譲渡損失との損益通算をおこなう場合は、確定申告が必要となります。

## 〈ご参考〉

### 「源泉徴収あり口座」に受入れた普通分配金と譲渡損失の損益通算のしくみ

普通分配金については支払いのつど源泉徴収がおこなわれます。年末に譲渡損失が確定した結果が損失であれば、年末に普通分配金と譲渡損失の損益通算が自動的におこなわれ、普通分配金から源泉徴収された税金が翌年初に還付されます。



- 「源泉徴収なし口座」には、収益分配金は受入れできないため、譲渡損失と損益通算される場合は、確定申告が必要となります。「源泉徴収あり口座」へ変更手続きしていただければ、収益分配金の受入れが可能となります。ただし、変更のお手続きは、特定口座内上場株式等のその年の最初の譲渡取引(換金、償還取引)が発生する前までにおこなう必要があります。
- 公募株式投資信託の「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のいずれの場合でも、いったん収益分配金を受取ったことになるため、収益分配金のうち普通分配金については譲渡損失との損益通算ができます。
- 公募株式投資信託の収益分配金の特定口座への受入れは商品ごとに選択することはできません。なお、収益分配金について、「源泉徴収あり口座」に受入れすることを選択した場合は、一般口座で保有する公募株式投資信託の収益分配金についても「源泉徴収あり口座」に受入れされるようになります。
- 一般口座や他の金融機関の特定口座等との損益通算をおこなう場合は確定申告が必要となります。なお、NISA口座またはジュニアNISA口座で発生した損失は、他の口座と損益通算できません。

## Q4 「特定口座」の留意点は？

A

- 「源泉徴収あり口座」の所得については、源泉徴収のみで課税関係が終了する場合、「配偶者控除や扶養控除」等の適用の有無を判定する際の合計所得金額に含めないこととなっています。確定申告する場合でも当行から発行される「特定口座年間取引報告書」を使って、簡易な手続きで申告することが可能です。
- 「源泉徴収なし口座」の譲渡益は、「配偶者控除や扶養控除」等の適用の有無を判定する際の合計所得金額に含める必要があります。したがって、税額控除等の特例を受けることができなくなる場合があります。
- 「譲渡損失の3年間繰越控除」を利用する場合は確定申告が必要となります。

## 〈ご参考〉

### ●換金時の課税について(個人のお客さまの場合)

～令和19年12月31日	
所得区分	譲渡所得
損益計算	換金金額－取得価額 (取得価額＝購入時の精算金額(手数料等込み) <sup>*1</sup> )
税率等	20.315% (所得税および復興特別所得税15.315%+住民税5%)の申告分離課税 (特定口座の「源泉徴収あり口座」を選択すると、上記税率で源泉徴収(確定申告原則不要 <sup>*2</sup> ))
確定申告	原則として必要 (特定口座の「源泉徴収あり口座」を選択すると、確定申告原則不要 <sup>*2</sup> )
支払調書の提出基準	特定口座 支払調書ではなく特定口座年間取引報告書が提出されます。
	一般口座 換金金額にかかわらず、支払調書の提出の対象となります。

※1:元本払戻金(特別分配金)を受取った場合は元本払戻金(特別分配金)が差引かれます。

※2:「源泉徴収あり口座」をご選択後も確定申告をおこなうことで、一般口座や他の金融機関の特定口座等との損益通算、損失の繰越控除をおこなうことができます。

◆詳しい内容については、お近くの「ちゅうぎん」へお気軽にお問い合わせください。

## 〈投資信託についての注意事項〉

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 当行で取扱う投資信託は、投資者保護基金の規定にもとづく支払い対象ではありません。
- 投資信託は委託会社が運用しているもので、当行が運用しているものではありません。
- 投資信託は、株式・債券・商品など(外貨建てを含みます)の価格の変動をとまなう金融商品に投資するため、各市場の変動により投資元本を割込むことがあります。したがって、元本が保証されているものではありません。主なリスクとして、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク等があります。
- 投資信託には、最大3.3%(消費税等を含みます)のお申込み手数料、最大年率2.42%(消費税等を含みます)の運用管理費用(信託報酬)、基準価額の最大0.5%の信託財産留保額、その他の費用(信託事務処理費用、売買委託手数料、借入金・立替金利息、監査費用など)がかかります。

## 〈公共債についての注意事項〉

- 公共債は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 公共債(個人向け国債を含みます)は、発行者の信用状況の変化等により、投資元本を割込むことがあります。
- 公共債(個人向け国債を除きます)は、金利の変動等により上下する金利・価格変動リスクがあります。したがって、公共債を償還前に売却して換金される場合には、その時の債券相場にもとづき当行が算出した価格で買取りますので、投資元本を割込むことがあります。
- 公共債を購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 個人向け国債「10年変動金利型」・「5年固定金利型」・「3年固定金利型」は発行日から1年経過するまでは、原則として中途換金することはできません。
- 個人向け国債を中途換金する際、原則として次の算式によって算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差引かれます。
  - 10年変動金利型:直前2回分の各利子(税引き前)相当額×0.79685
  - 5年固定金利型:2回分の各利子(税引き前)相当額×0.79685
  - 3年固定金利型:2回分の各利子(税引き前)相当額×0.79685
- (注)ただし、ご購入時に初回の利子の調整が必要となる銘柄については、中途換金禁止期間および中途換金禁止期間明けの1回目の利払日の前日までに中途換金する場合、中途換金調整額から初回利子調整額が差引かれます。

投資した資産の減少を含むリスクは購入されたお客さまが負うことになるため、お取引によって生じた損益はお客さまに帰属します。

各リスク性金融商品の手数料、費用等の金額および手数料、費用等の全体の合計額およびリスク事項等は、商品ごと、保有期間等によって異なりますので、あらかじめお示しすることはできません。詳細については、当該商品等の契約締結前交付書面や投資信託説明書(目論見書)をよくお読みください。

本リーフレットは令和元年10月現在の税制にもとづき作成しております。特定口座をはじめとする各種税制は、今後も変更される可能性があることをご承知おきください。また税制の適用等における最終決定は、お客さまご自身でご判断くださいますようお願いいたします。なお、税務上のアドバイスにつきましては、税理士へご相談くださいますようお願いいたします。

## 「特定口座」の開設手続き方法

### 1 「ちゅうぎんの特定口座」の内容について、ご確認ください

本パンフレット、「特定口座に係る上場株式等保管委託約款」、「特定口座に係る上場株式配当等受領委託に関する約款」をご参照いただき、「ちゅうぎんの特定口座」の内容について、ご確認ください。

### 2 「個人番号・本人確認書類」をご用意ください

特定口座の開設に際して、ご本人であることの確認のため、個人番号および本人確認書類が必要となります。下記のいずれかの本人確認書類をご用意ください。

#### (1) 確認書類

ご提示いただく書類	本人確認書類の種類
① 個人番号カード	不要
② 通知カード +右の本人確認書類 顔写真付の場合…1種類 顔写真がない場合…2種類	顔写真付の本人確認書類 〈例〉 ○運転免許証 ○旅券(パスポート) ○在留カード など
③ 「住民票の写し(個人番号あり)」または「住民票の記載事項証明書(個人番号あり)」 +右の本人確認書類から、いずれか1種類 ※本人確認書類は「住民票の写し」、「住民票の記載事項証明書」以外を提示ください。	顔写真がない本人確認書類 〈例〉 ○(各種)健康保険証 ○印鑑証明書 ○(各種)年金手帳 ○住民票の写し ○住民票の記載事項証明書 など

#### (2) 本人確認書類

- 運転免許証
- 住民票の写し
- 住民票の記載事項証明書
- 印鑑証明書
- 各種健康保険証
- 国民健康保険被保険者証
- 健康保険被保険者証
- 船員保険被保険者証
- 後期高齢者医療被保険者証
- 介護保険被保険者証
- 国民年金手帳
- 外国人登録証明書
- 在留カード
- 特別永住者証明書
- 旅券(パスポート)
- 各種福祉手帳

上記以外の本人確認書類は、お取扱い店へお問い合わせください。

※有効期限の定めのあるものは有効期限内のものを、有効期限の定めのないものについては6か月以内に作成されたものをご用意ください。

※すでに口座開設の際などに“本人確認書類”をご提示いただいている場合でも、特定口座の開設に際しては、法令の定めにより、あらためて上記のいずれかの「個人番号・本人確認書類」が必要となります。

### 3 「特定口座開設届出書」と「個人番号・本人確認書類」をご提出ください

- 「特定口座開設届出書兼特定口座源泉徴収選択届出書(兼口座振替依頼書)兼源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」の必要事項をご記入のうえ、債券または投資信託取引のお届印をご捺印ください。
- 所得税および住民税の源泉徴収をご選択される場合は、「源泉徴収を選択します。」にチェックしてください。
- 「源泉徴収を選択します。」にチェックされた場合は、源泉徴収選択口座への配当等の受入れの選択についてチェックしてください。
- 「源泉徴収を選択します。」にチェックされた場合は、指定預金口座のお届印をご捺印ください。

### 4 お手続き完了

詳しくは、お近くのちゅうぎんへお気軽にお問い合わせください。

#### ご注意事項

- 本資料は個人のお客さまへの情報提供を目的としたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。投資に関する最終決定はお客さまご自身の判断でお願いいたします。
- 本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成したのですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また当資料の内容は将来予告なく変更されることがあります。